

市第17号議案

公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定

次のように公会堂及びスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市栄公会堂 及び横浜市栄ス ポーツセンター	中区尾上町6丁 目81番地	横浜市体育協会・株式会社ケ イミックスパブリックビジネ ス・さかえ区民活動支援協会 グループ 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成29年6月7日か ら平成33年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

横浜市体育協会・株式会社ケイミックスパブリックビジネス・さかえ区民活動支援協会グループの構成員

- 1 中区尾上町6丁目81番地
公益財団法人横浜市体育協会
会長 山 口 宏
- 2 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役社長 橋 本 鉄 司
- 3 栄区桂町279番地の29
特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会
理事長 磯 崎 保 和

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）